

○大隅曾於地区消防組合危険物の規制に関する規則

平成28年12月20日

規則第10号

大隅曾於地区消防組合危険物の規制に関する規則(昭和54年大隅曾於地区消防組合規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請)

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(省令様式第1の2)に当該付近の見取図、承認を受ける場所の図面その他火災予防上必要な書類等を添えて消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 消防長は、前項の申請書を受理し、承認したときは、危険物仮貯蔵・仮取扱承認証(別記様式第2号)を交付し、承認しないときは、危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。

3 第1項の規定により承認を受けた者は、仮貯蔵又は仮取扱いをする期間中、外部から見やすい箇所に省令第17条及び第18条の規定に準じた標識及び掲示板を設置しなければならない。

(製造所等の設置又は変更の許可等)

第3条 大隅曾於地区消防組合管理者(以下「管理者」という。)は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又は製造所等の位置、構造及び設備の変更の許可についての申請書を受理した場合において、これが政令及び省令で定める技術上の基準に適合すると認めたときは、許可証(別記様式第4号)を交付し、当該基準に適合していないと認めたときは、不許可通知書(別記様式第5号)を交付するものとする。

(許可等申請の取下げ)

第4条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者が、当該許可に係る製造所等の設置又は変更を中止しようとするときは、危険物製造所・貯蔵所・取

扱所設置(変更)許可取下げ届出書(別記様式第6号)に当該許可証を添えて管理者に提出しなければならない。

(製造所等の仮使用の承認)

第5条 管理者は、法第11条第5項ただし書きの規定による仮使用の承認申請書を受理し、承認したときは、仮使用承認証(別記様式第7号)を交付し、承認しないときは、仮使用不承認通知書(別記様式第8号)を交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者は、仮使用をする期間中、当該製造所等の見やすい箇所に消防法による仮使用承認済(別記様式第9号)の掲示板を設置しなければならない。

(仮使用の承認の取消し)

第6条 管理者は、前条第1項の仮使用を承認した製造所等において、当該申請の内容と異なる工事又は仮使用が行われ、火災予防上危険であると認めたときは、当該仮使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の仮使用の承認の取消しは、仮使用承認取消通知書(別記様式第10号)を仮使用の承認を受けた者に交付するものとする。

(基準の特例適用の申請等)

第7条 法第10条第4項に規定する技術上の基準について、政令第23条に規定する基準の特例適用を受けようとする者は、危険物製造所・貯蔵所・取扱所特例適用申請書(別記様式第11号)を第3条に規定する申請書に添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の特例適用の申請を承認したときは、特例適用承認通知書(別記様式第12号)を交付し、承認しないときは、特例適用不承認通知書(別記様式第13号)を交付するものとする。

(中間検査)

第8条 管理者は、製造所等の設置又は変更に係る工事の工程において、完成検査時に見分できない配筋、配管等の施工状況について、必要の都度検査するものとする。

(完成検査済証の交付等)

第9条 管理者は、政令第8条第1項の規定による製造所等の完成検査申請書を受理したときは、当該製造所等を検査し、これらが法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、政令第8条第3項の規定により完成検査済証を交付し、当該基準に適合していないと認めたときは、完成検査不適合通知書(別記様式第14号)を交付するものとする。

(完成検査済証の再交付)

第10条 管理者は、政令第8条第4項の規定による完成検査済証の再交付申請書を受理したときは、再交付する完成検査済証に再交付及び再交付した年月日を記し、交付するものとする。

(許可証等の再交付)

第11条 法第11条第1項の規定による許可証(別記様式第4号)、政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証(以下「許可証等」という。)の交付を受けている者は、許可証等を亡失、汚損等した場合は、危険物許可証等再交付申請書(別記様式第15号)を管理者に提出し、その再交付を申請することができる。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、再交付する許可証等に再交付及び再交付した年月日を記し、交付するものとする。

3 許可証等を汚損又は破損したことにより再交付を申請する場合は、第1項に規定する申請書に当該許可証等を添えて申請するものとし、許可証等を亡失して再交付を受けた者は、亡失した許可証等を発見した場合は、これを速やかに管理者に提出しなければならない。

(製造所等の用途廃止の届出)

第12条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出をしようとする者は、第3条の規定により交付を受けた許可証(別記様式第4号)及び第9条の規定により交付を受けた完成検査済証(移動タンク貯蔵所については、政令第8条の2第7項に規定するタンク検査済証を含む。)を当該届出書に添えて、管理者に提出しなければならない。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第13条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任又は解任の届出をしようとする者は、危険物保安監督者選任・解任届出書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の選任の届出をする場合には、危険物保安監督者の危険物取扱者免状の写し及び6か月以上の危険物取扱いの実務経験を証明する実務経験証明書(省令様式第20の2)を添付して提出しなければならない。

(予防規程の認可)

第14条 管理者は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の制定又は変更に係る認可の申請があった場合において、当該申請を認可したときは、認可済証印(別記様式第17号)を当該申請書に押印し、1部を申請者に交付するものとする。

(製造所等の休止等の届出)

第15条 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくそれぞれ当該各号に定める様式により届け出なければ

ばならない。

- (1) 製造所等の使用を3か月以上休止しようとする場合 危険物製造所・貯蔵所・取扱所
休止届出書(別記様式第18号)
- (2) 休止した製造所等を再開しようとする場合 危険物製造所・貯蔵所・取扱所再開届
出書(別記様式第19号)
- (3) 製造所等を設置した者の氏名、住所若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地
名地番に変更があった場合 記載事項変更届出書(別記様式第20号)
- (4) 製造所等に事故が発生した場合 危険物事故発生届出書(別記様式第21号)
- (5) 製造所等の位置、構造又は設備について、法第11条第1項後段の規定に基づく変更の
許可を要しない程度の軽易な変更若しくは補修をしようとする場合又は修理、分解、清
掃その他災害発生のおそれのある作業をしようとする場合 危険物製造所・貯蔵所・取
扱所軽微な変更工事届出書(別記様式第22号)
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が火災の防止のために必要と認める場合 管理
者が必要と認める書類
(事故等の通報場所の指定)

第16条 法第16条の3第2項に規定する危険物の流出その他の事故が発生したときの通報場
所は、大隅曾於地区消防組合火災予防条例等施行規則(昭和52年大隅曾於地区消防組合規
則第14号)第10条に定める場所とする。

(危険物の収去)

第17条 管理者は、法第16条の5第1項の規定により消防職員に危険物又は危険物であるこ
との疑いのある物を収去させるときは、当該施設の関係者に収去票(別記様式第23号)を交
付するものとする。

(立入検査証)

第18条 法第16条の5第3項において準用する法第4条第2項に規定する証票は、大隅曾於地
区消防組合消防職員の立入検査証に関する規則(平成9年大隅曾於地区消防組合規則第4
号)の例による。

(申請書等の提出及び提出部数)

第19条 法、政令、省令及びこの規則に定めるところにより管理者に提出する申請書、届
出書、その他の書類は、消防長を経由して提出しなければならない。

2 前項の提出部数については、2部とする。

(簿冊)

第20条 この規則の施行の適正を図るため、次の各号に掲げる簿冊を消防本部予防課に備え付けるものとする。

- (1) 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所台帳
- (2) 危険物製造所等許可番号簿(別記様式第24号)
- (3) 危険物製造所等完成検査番号簿(別記様式第25号)
- (4) 危険物製造所等特例適用申請書処理簿(別記様式第26号)
- (5) 水圧・水張検査番号簿(別記様式第27号)
- (6) 予防規程認可番号簿(別記様式第28号)
- (7) 危険物収去票番号簿(別記様式第29号)

(委任)

第21条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の大隅曾於地区消防組合危険物の規制に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた許可その他の手続は、改正後の大隅曾於地区消防組合危険物の規制に関する規則(以下「新規則」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の規定により現に交付された許可証、承認証及び通知書等は、新規則の相当規定により交付された許可証、承認証及び通知書等とみなす。

附 則(令和元年規則第3号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第9号)

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

大曽 消 予 第		号
危険物仮貯蔵・仮取扱承認証		
殿		
年 月 日付けで申請のあった危険物仮貯蔵・仮取扱の承認に ついては、消防法第10条第1項ただし書きの規定により承認します。		
年 月 日		
大隅曽於地区消防組合 消防長		印

備考

6/39

大 曽 消 予 第 号

危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書

殿

年 月 日付で消防法第10条第 1 項ただし書きの規定により
申請のあった危険物仮貯蔵・仮取扱については、下記の理由により承認しませ
ん。

記

理 由	
-----	--

年 月 日

大隅曽於地区消防組合
消防長



教示（裏面参照）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

指令大曾消第 号

許 可 証

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日に申請のあった危険物
（区分）の設置（変更）については、消防法
第11条第2項の規定により、下記のとおり許
可します。

年 月 日

大隅曾於地区消防組合
管理者



記

- 1 内 容 別紙申請書記載のとおり
- 2 設置場所

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第3条関係）

大曽消予第 号

不 許 可 通 知 書

殿

年 月 日に申請のあった危険物（区分）の設置（変更）については、下記の理由により消防法第11条第2項の規定による許可をしません。

記

理 由	
-----	--

年 月 日

大隅曾於地区消防組合
管理者



教示（裏面参照）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記様式第 6 号（第 4 条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 設置（変更）許可取下げ届出書
取扱所

年 月 日				
大隅曾於地区消防組合 管理者 殿				
届出者 住 所 氏 名 電 話				
設 置 者	住 所	電 話		
	氏 名			
設 置 場 所				
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号				
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
危 険 物 の 類 ・ 品 名 ・ 最 大 数 量			倍 数	倍
取 下 げ の 理 由				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 この届出書には、許可証を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 7 号（第 5 条関係）

指令大曾消第 号
年 月 日

殿

大隅曾於地区消防組合
管理者 印

仮 使 用 承 認 証

年 月 日付けで申請のあった危険物（区分）の仮使用については、消防法第11条第 5 項ただし書きの規定により下記のとおり承認します。

記

設 置 者	住 所	
	氏 名	
製 造 所 等	区 分	
	設 置 場 所	
変 更 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		
仮 使 用 承 認 部 分		
そ の 他 必 要 な 事 項		1 仮使用をする場所の見やすい箇所に消防法による仮使用承認済の掲示板を設置すること。 2 火気等に十分注意し、保安管理の徹底を行うこと。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

大 曽 消 予 第 号

仮使用不承認通知書

殿

年 月 日付けで消防法第11条第 5 項ただし書きの規定により
申請のあった危険物（区分）の仮使用については、下記の理由により承認しま
せん。

記

理 由	
------------	--

年 月 日

大隅曾於地区消防組合
管理者 印

教示（裏面参照）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記様式第9号（第5条関係）

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済	
製 造 所 等 の 別	
承 認 年 月 日 ・ 番 号	
承 認 行 政 庁 名	大 隅 曾 於 地 区 消 防 組 合

- 備考 1 様式の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とすること。
- 2 材質は、金属板又は難燃性の合成樹脂板とすること。

大 曽 消 予 第 号

仮使用承認取消通知書

殿

年 月 日付け、指令大曽消第 号で承認した仮使用については、下記の理由によりその承認を取り消します。

記

理 由	
--------	--

年 月 日

大隅曽於地区消防組合
管理者 印

教示（裏面参照）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記様式第 11 号（第 7 条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 特例適用申請書
取扱所

年 月 日			
大隅曾於地区消防組合 管理者 殿			
申請者 住 所 氏 名 電 話			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
申 請 事 項			
申 請 理 由			
特例適用を受ける ための措置又は基 準と同等以上の効 力を有すると認 められる位置・ 構 造 及 び 設 備			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 12 号（第 7 条関係）

第 号		
特 例 適 用 承 認 通 知 書		
殿		
年 月 日付けで申請のあった危険物（区分）の特例の適用については、次のとおり承認することを決定したので通知します。		
年 月 日		
大隅曾於地区消防組合 管理者		
印		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
製造所等	区 分	
	設 置 場 所	
特 例 申 請 内 容		
そ の 他 必 要 な 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

大 曽 消 予 第 号

特 例 適 用 不 承 認 通 知 書

殿

年 月 日 付けで申請のあった危険物（区分）の特例の適用については、下記の理由により承認しません。

記

理 由	
----------	--

年 月 日

大 隅 曾 於 地 区 消 防 組 合
管 理 者 印

教 示 （ 裏 面 参 照 ）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記様式第 14 号（第 9 条関係）

大曾消予第 号
年 月 日

殿

大隅曾於地区消防組合
管理者 印

完 成 検 査 不 適 合 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった危険物（区分）の完成検査については、
年 月 日に検査を実施した結果、次の理由により消防法第10条第 4
項の技術上の基準に適合していません。

設 置 者	住 所	
	氏 名	
製造所等	区 分	
	設置場所	
設 置 又 は 変 更 の 許可年月日及び番号		
理 由		

教示（裏面参照）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大隅曾於地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大隅曾於地区消防組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において大隅曾於地区消防組合を代表する者は、大隅曾於地区消防組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記1、2の期間について、正当な理由があるときは、この限りでない。

別記様式第 15 号（第 11 条関係）

危険物許可証等再交付申請書

大隅曾於地区消防組合 管理者 殿				年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 電 話					
設 置 者	住 所	電 話			
	氏 名				
設 置 場 所 又 は 常 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			製 造 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
設 置 又 は 変 更 の 年 月 日		年 月 日	設 置 又 は 変 更 の 許 可 番 号	第	号
タンク 検 査 年 月 日		年 月 日	タンク 検 査 番 号	第	号
再 交 付 を 申 請 す る 許 可 証 等 の 別					
再 交 付 を 申 請 す る 理 由					
備 考					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 17 号（第 14 条関係）

認 可 済 証				
年	月	日	第	号
大隅曾於地区消防組合 管理者				

25
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

60 ミリメートル

別記様式第 18 号（第 15 条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 休止届出書
取扱所

				年 月 日	
大隅曾於地区消防組合 管理者 殿					
届出者 住 所 氏 名 電 話					
設 置 者	住 所	電 話			
	氏 名				
設 置 場 所					
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号	第 号	
検 査 年 月 日		年 月 日	検 査 番 号	第 号	
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
危 険 物 の 類 ・ 品 名 ・ 最 大 数 量			指 定 数 量 の 倍 数 倍		
休 止 年 月 日		年 月 日			
休 止 の 理 由					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の住所を記入すること。
- 3 休止期間の留意事項及びその他の事項
- (1) タンクについては水張等、防火上安全な方法を講じること。
 - (2) タンクの外部に休止中である旨の表示をすること。
 - (3) 不必要な配管は撤去すること。
 - (4) 防火上安全な維持管理を行うこと。
 - (5) 再開する場合には、現行法令に適合させて使用するとともに危険物製造所・貯蔵所・取扱所再開届出書を提出すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 19 号（第 15 条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 再開届出書
取扱所

年 月 日			
大隅曾於地区消防組合 管理者 殿			
届出者 住 所 氏 名 電 話			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号 第 号
検 査 年 月 日		年 月 日	検 査 番 号 第 号
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
危 険 物 の 類 ・ 品 名 ・ 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	倍
再 使 用 年 月 日		年 月 日	
再 使 用 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 再開する場合には、現行法令に適合させてから使用すること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 20 号（第 15 条関係）

記 載 事 項 変 更 届 出 書

大隅曾於地区消防組合 管理者 殿				年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話					
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別				貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日		年 月 日		許 可 番 号	第 号
設 置 者 住 所	新				
	旧				
名 称	新				
	旧				
設 置 者 氏 名	新				
	旧				
設 置 場 所 の 地 名 地 番	新				
	旧				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 21 号（第 15 条関係）

危険物事故発生届出書

年 月 日			
大隅曾於地区消防組合 管理者 殿			
届出者 住 所 氏 名 電 話			
設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
災 害 又 は 事 故 の 発 生 日 時			
災害又は事故の発生 の原因及び状況			
措 置 の 状 況			
被 害 の 状 況			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 22 号（第 15 条関係）

製造所
危険物 貯蔵所 軽微な変更工事届出書
取扱所

大隅曾於地区消防組合 管理者 殿				年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話					
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
設 置 ・ 変 更 許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号	第 号	
危 険 物 の 類 ・ 品 名 及 び 最 大 数 量			指 定 数 量 の 倍 数		
変 更 の 概 要					
工 事 責 任 者					
工 事 施 工 期 間					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 23 号（第 17 条関係）

収 去 票

収 去 日 時	年 月 日 時		
収 去 場 所			
収去物件の所有者、 管理者又は占有者の 住 所 及 び 氏 名			
収去する危険物の 品 名 及 び 数 量			
収 去 の 目 的 及 び 収 去 後 の 処 置			
そ の 他 参 考 事 項		発 行 番 号	第 号
消防法第16条の規定に基づいて上記のとおり収去します。 年 月 日 収去に従事する職員の所属・氏名 ㊞			

..... きりとり線 ㊞

(控)

収 去 票

収 去 日 時	年 月 日 時		
収 去 場 所			
収去物件の所有者、 管理者又は占有者の 住 所 及 び 氏 名			
収去する危険物の 品 名 及 び 数 量			
収 去 の 目 的 及 び 収 去 後 の 処 置			
そ の 他 参 考 事 項		発 行 番 号	第 号
消防法第16条の規定に基づいて上記のとおり収去します。 年 月 日 収去に従事する職員の所属・氏名 ㊞			

別記様式第 24 号（第 20 条関係）

危険物製造所等許可番号簿

番 号	交 付 年 月 日	設 置 者 名	設 置 者 住 所	設 置 場 所	製 造 所 等 区 分	許 可 種 類	備 考

別記様式第 25 号 (第 20 条関係)

危険物製造所等完成検査番号簿

番 号	交 付 年 月 日	設 置 者 名	設 置 者 住 所	設 置 場 所	製 造 所 等 区 分	備 考

別記様式第 26 号（第 20 条関係）

危険物製造所等特例適用申請書処理簿

受付番号 受付年月日	設置者住所 氏名	申請場所 製造所等の区分	申請内容	適・否	承認番号 承認年月日	処理者
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		
				適・否		

別記様式第 27 号（第 20 条関係）

水圧・水張検査番号簿

受付番号 受付年月日	申請者住所 氏名	設置者住所 氏名	設置場所	製造所等 区分	検査 種類	交付番号 交付年月日	備考

別記様式第 28 号（第 20 条関係）

予 防 規 程 認 可 番 号 簿

番 号	年 月 日	設 置 者 名	設 置 者 住 所	設 置 場 所	製 造 所 等 区 分	制 定 又 は 変 更 の 別	備 考

別記様式第 29 号（第 20 条関係）

危険物収去票番号簿

発行 番号	収去 年月日	収去先の 住氏 所名	収去先の立会者	品名及び数量	経 過		結 果		備 考
					発送月日	分 析 先	受付月日	判 定	

別記様式第1号 削除

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第2条関係)

別記様式第4号(第3条関係)

別記様式第5号(第3条関係)

別記様式第6号(第4条関係)

別記様式第7号(第5条関係)

別記様式第8号(第5条関係)

別記様式第9号(第5条関係)

別記様式第10号(第6条関係)

別記様式第11号(第7条関係)

別記様式第12号(第7条関係)

別記様式第13号(第7条関係)

別記様式第14号(第9条関係)

別記様式第15号(第11条関係)

別記様式第16号 削除

別記様式第17号(第14条関係)

別記様式第18号(第15条関係)

別記様式第19号(第15条関係)

別記様式第20号(第15条関係)

別記様式第21号(第15条関係)

別記様式第22号(第15条関係)

別記様式第23号(第17条関係)

別記様式第24号(第20条関係)

別記様式第25号(第20条関係)

別記様式第26号(第20条関係)

別記様式第27号(第20条関係)

別記様式第28号(第20条関係)

別記様式第29号(第20条関係)